

# 精神に障害のある人の就労・職場定着のために ～2018年雇用義務化に向けて～

2016年4月に，障害のある人に対する差別の禁止，様々な場面での「社会的障壁」（障害のある人にとってバリアとなっているもの）を取り除くための「合理的配慮」の実践を求める障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が施行しています。また，2018年から精神に障害のある人の雇用義務化も始まります。障害に対する理解を深め，具体的な取組について，共に考えましょう。

## 【1部】精神障害と就労支援について

はとこ まさき

**波床 将材**（京都市こころの健康増進センター所長，精神保健指定医）

昭和61年 京都大学医学部卒業，同医学部付属病院にて研修後，白水会紀泉病院・公立豊岡病院勤務を経て，平成23年4月より現職。

## 【2部】①講演，②支援機関からの就労支援及び職場定着の取組・事例発表

### ①当事者からの経験談

### ②京都市障害者職場定着支援等推進センター

日時 平成30年1月30日（火）14:00～16:10

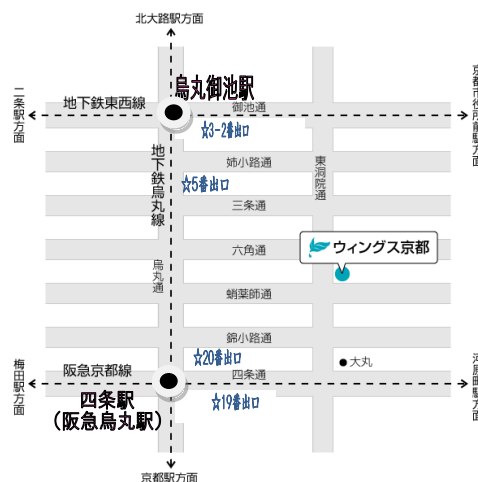
会場 京都市男女共同参画センター ウィングス京都 イベントホール（2階）  
（中京区東洞院通六角下る御射山町262番地）

対象者 京都市内に事業所のある企業等の経営者層，総務・人事責任者，人権研修推進者等

### ＜交通アクセス＞

- 地下鉄「烏丸御池駅」下車 5番出口から徒歩約5分  
（エレベーター設置出口3-2番から徒歩約6分 約480m）
- 地下鉄「四条駅」又は阪急「烏丸駅」下車  
20番出口から徒歩約5分  
（エレベーター設置出口19番から徒歩約5分 約440m）

御来場の際は公共交通機関を御利用ください。



【申込期間】平成29年11月17日（金）～平成30年1月23日（火）先着240名  
裏面の申込書\*に必要事項を記入してFAX（075-366-0139）でお送りいただくか，電子メール（[jinken@city.kyoto.lg.jp](mailto:jinken@city.kyoto.lg.jp)）に必要事項を記載して，送信してください。

（\*ホームページからダウンロード可）

＜お問合せ＞（平日の午前8時45分～午後5時30分）

京都市文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課  
京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

TEL(075)366-0322 FAX(075)366-0139  
TEL(075)222-4161 FAX(075)-251-2940

\*ホームページ「京都市：トップページ（<http://www.city.kyoto.lg.jp/>）又は左記名称で検索）から画面上部「暮らしの情報」→画面右下部「人権・企業啓発」→「企業向け人権啓発講座」を御覧ください。